

# 令和7年度河川等水質分析調査業務委託仕様書

## 第1条 総則

本仕様書は、発注者である磐田市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に対し、業務内容を明記したものである。

## 第2条 履行期間

令和7年5月1日から令和8年3月25日まで

## 第3条 河川水質調査

別表1の河川について第4項に定める時期に採水し、項目ごとに法令で定められた方法（別表2）にて分析を行い報告するものとする。

2 採水時に次の各号の全てを記録するものとする。

- (1) 採水日時
- (2) 天候
- (3) 採取位置
- (4) 色相
- (5) 臭気
- (6) 流水の状況
- (7) 気温
- (8) 水温
- (9) 透視度
- (10) 流量

3 採水方法

(1) 採水時期

晴天が続き水質状態が安定している日を選んで採水する。ただし、感潮河川については、潮の干満による影響があるため、採水地点にて下げ止まり前の流速があるときに採水する。

(2) 採水位置

原則として流心とする。

4 採水時期

別表1の調査回数ごとに次のとおり定める。

調査回数	調査月
1回	11月 1, 3, -ジクロロ <sup>o</sup> ロペン、チラム、シマジン、チベンカルブは5月
2回	5月、11月
4回	5月、8月、11月、2月

5 報告書の作成

委託業務を実施したときは、その結果を調査ごとに2部文書にて報告する。

6 前項において、文書とは、次の各号の全てをいう。

- (1) 水質分析結果一覧
- (2) 第3条第2項の記録表
- (3) 計量証明書
- (4) 調査場所が分かる図面
- (5) 記録写真
- (6) 所見
- (7) 河川断面図

7 前項第1号及び第2号においては、電子データ（エクセル）を提出すること。

#### 第4条 地下水の水質調査

本業務は、別表3の採取場所において乙が地下水を採水し、項目ごとに法令（別表4）で定められた方法にて分析を行い、報告をするものとする。

2 採水時に次の各号の全てを記録するものとする。

- (1) 採水日時
- (2) 天候
- (3) 採水位置
- (4) 臭気
- (5) 水温

3 報告書の作成

乙は、委託業務を実施したときは、その結果を調査ごとに計量証明書（正副2部）にて甲へ報告する。併せて、結果一覧表の電子データ（エクセル）を提出するものとする。

#### 第5条 事業場排水調査

本業務は、別表5の事業所において乙が排水を採水し、項目ごとに法令（別表6）で定められた方法にて分析を行い、報告をするものとする。

2 採水時に次の各号の全てを記録するものとする。

- (1) 採水日時
- (2) 天候
- (3) 採水位置
- (4) 色相
- (5) 臭気
- (6) 気温
- (7) 水温
- (8) 透視度

3 報告書の作成

乙は、委託業務を実施したときは、その結果を調査ごとに計量証明書（正副2部）にて甲へ報告する。併せて、結果一覧表の電子データ（エクセル）を提出するものとする。

#### 第6条 完了報告

すべての業務が完了したときには、完了報告書を提出するものとする。

第7条 その他

その他必要な事項は、発注者の指示に従うものとする。



別表2 公共用水域水質測定方法等

区分	項目	分析方法	環境基準値等 (mg/ℓ) (河川)	報告 下限値 (mg/ℓ)
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	昭和46年環境庁告示第59号 (水質汚濁に係る環境基準) に定める方法	6.0~8.5	—
	溶存酸素量 (DO)	〃	2~7.5以上	0.5
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	〃	10~1以下	0.5
	浮遊物質 (SS)	〃	100~25以下	1
	全亜鉛	〃	0.03以下	0.001
健康項目	カドミウム	昭和46年環境庁告示第59号 (水質汚濁に係る環境基準) に定める方法	0.003以下	0.0003
	全シアン	〃	検出されないこと	0.1
	鉛	〃	0.01以下	0.005
	六価クロム	〃	0.02以下	0.02
	砒素	〃	0.01以下	0.005
	総水銀	〃	0.0005以下	0.0005
	ジクロロメタン	〃	0.02以下	0.002
	四塩化炭素	〃	0.002以下	0.0002
	1, 2-ジクロロエタン	〃	0.004以下	0.0004
	1, 1-ジクロロエチレン	〃	0.1以下	0.01
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	〃	0.04以下	0.004
	1, 1, 1-トリクロロエタン	〃	1以下	0.0005
	1, 1, 2-トリクロロエタン	〃	0.006以下	0.0006
	トリクロロエチレン	〃	0.01以下	0.001
	テトラクロロエチレン	〃	0.01以下	0.0005
	1, 3-ジクロロプロペン	〃	0.002以下	0.0002
	チウラム	〃	0.006以下	0.0006
	シマジン	〃	0.003以下	0.0003
	チオベンカルブ	〃	0.02以下	0.002
	ベンゼン	〃	0.01以下	0.001
	セレン	〃	0.01以下	0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	〃	10 以下	0.02
	ふっ素	〃	0.8 以下	0.08
ほう素	〃	1 以下	0.1	
1, 4-ジオキサン	〃	0.05以下	0.005	

※ この表は静岡県が発行している「令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき作成しているため、同計画の最新版が発行され内容に変更があった場合はその内容に準ずるものとする。

※ 六価クロムに関しては、環境省告示第62号の環境基準値を採用する。



別表4 地下水の水質測定方法等

項目	環境基準値等 (mg/ℓ)	測定方法
カドミウム	0.003以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2,55.3又は55.4
全シアン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2及び38.2又は規格K0102の38.1.2及び38.3又は規格K0102の38.1.2及び38.5
鉛	0.01以下	規格K0102の54
六価クロム	0.02以下	規格K0102の65.2
砒素	0.01以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4
総水銀	0.0005以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	0.002以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
クロロエチレン	0.002以下	付表に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	0.01以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	0.01以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	0.006以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
セレン	0.01以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	硝酸性窒素 規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5、43.2.6 亜硝酸性窒素 規格K0102の43.1
ふっ素	0.8以下	規格K0102の34.1若しくは34.4又はK0102の34.1c及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4
1,4-ジオキサン	0.05以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
トリクロロベンゼン	0.02 WHO(世界保健機構)の飲料水ガイドライン値	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5

※ この表は静岡県が発行している「令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき作成しているため、同計画の最新版が発行され内容に変更があった場合はその内容に準ずるものとする。

別表5 事業場排水調査箇所・項目一覧

No.	業種	pH	BOD	SS	Cu 銅	Zn 亜鉛	Cr クロム	Cd カドミウム	CN シアン	Pb 鉛	Cr(VI) 六価クロム	As 砒素	Hg 水銀	B ホウ素	F フッ素	アンモニア化合物 亜硝酸化合物 硝酸化合物	ノルマルヘキサン 鉱油類	ノルマルヘキサン 動植物油脂類	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン	四塩化炭素	ジクロロメタン	チウラム	ニッケル
1	化学工業	1	1	1	1											1			1				
2	食品製造業	1	1	1												1							
3	輸送用機械器具製造業	1	1	1													1	1					
4	輸送用機械器具製造業	1	1	1											1	1							
5	ゴム製品製造業	1	1	1																		1	
6	食品製造業	1	1	1												1							
7	地方公務	1	1	1												1							
8	化学工業	1	1	1										1	1	1					1		
9	化学工業	1	1	1																			
10	地方公務	1	1	1								1											
11	娯楽業	1	1	1												1							
12	水道業	1	1	1												1							
13	輸送用機械器具製造業	1	1	1																			
14	その他の製造業	1	1	1	1	1	1		1	1				1	1	1							1
15	化学工業	1	1	1												1							
16	畜産農業	1	1	1												1							
17	畜産農業	1	1	1												1							
合計		17	17	17	2	1	1	0	1	1	0	1	0	2	3	12	1	1	1	0	1	1	1

別表6 事業場排水水質測定方法等

区分	項目	分析方法	排水基準等 (mg/ℓ)	下限値(mg/ℓ)
生活環境項目	水素イオン濃度(PH)	日本工業規格(以下「規格という。」) K0102 12.1	5.8 ~ 8.6	—
	生物化学的酸素要求量(BOD)	規格K0102 21	160 (日間平均120)	0.5
	化学的酸素要求量(COD)	規格K0102 17	160 (日間平均120)	0.5
	浮遊物質(S S)	昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表9	200 (日間平均150)	1.0
	ノルマルヘキサン 鉱油類 動植物油脂類	排水基準告示付表4	5以下 30以下	1.0
	フェノール類含有量	規格K0102 28.1	5以下	0.005
	銅含有量	規格K0102 52.2、52.3、52.4又は52.5	3以下	0.05
	亜鉛含有量	規格K0102 53	2以下	0.05
	溶解性鉄含有量	規格K0102 57.2、57.3又は57.4	10以下	0.20
	溶解性マンガン含有量	規格K0102 56.2、56.3、56.4又は56.5	10以下	0.10
	クロム含有量	規格K0102 65.1	2以下	0.10
	大腸菌数	下水の水質の検討方法に関する省令	800CFU/ml	0
	窒素含有量	規格K0102 45.1、45.2、又は45.6	120 (日間平均60)	0.3
	燐含有量	規格K0102 46.3	16 (日間平均8)	0.10
有害物質	カドミウム及びその化合物	規格K0102 55.2、55.3、55.4	0.03以下	0.002
	シアン化合物	規格K0102 38.1.2及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5	1以下	0.1
	有機燐化合物	排水基準告示付表1	1以下	0.1
	鉛及びその化合物	規格K0102 54	0.1以下	0.01
	六価クロム化合物	規格K0102 65.2	0.2以下	0.05
	砒素及びその化合物	規格K0102 61.2、61.3又は61.4	0.1以下	0.01
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	環境基準告示付表2	0.005以下	0.0005
	アルキル水銀化合物	環境基準告示付表3	検出されないこと	0.0005
	ポリ塩化ビフェニル	環境基準告示付表4	0.003以下	0.0005
	トリクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.1以下	0.002
	テトラクロロエチレン	5.5	0.1以下	0.0005
	ジクロロメタン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.2以下	0.02
	四塩化炭素	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.02以下	0.0005
	1,2-ジクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1	0.04以下	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1	1.0以下	0.02
	1,2-ジクロロエチレン	気体：規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2 液体：規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1	0.4以下	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	3以下	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	5.5	0.06以下	0.006
	1,3-ジクロロプロペン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1	0.02以下	0.002
	チウラム	環境基準告示付表5	0.06以下	0.006
	シマジン	環境基準告示付表6	0.03以下	0.003
	チオベンカルブ	環境基準告示付表6	0.2以下	0.02
	ベンゼン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2	0.1以下	0.01
	セレン及びその化合物	規格K0102 67	0.1以下	0.01
	ほう素及びその化合物	規格K0102 47.4	10以下	0.1
	ふっ素及びその化合物	規格K0102 34.1、34.2若しくは34.4及び告示付表7	8以下	0.2
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物 規格K0102 42.2、42.3又は42.5換算係数0.7766 亜硝酸化合物 規格43.1換算係数0.3045 硝酸化合物 規格43.2.1、43.2.3、43.2.5換算係数0.2259	100以下※1	0.3
	1,4-ジオキサン	環境基準告示付表8	0.5以下	0.05
	その他 ニッケル	規格K0102 59.4	2	0.001

※1 アンモニア性窒素 \* 0.4 + 亜硝酸性窒素 + 硝酸性窒素